

【参考】建設労働者の雇用に伴い必要な経費について

- 1 公共工事設計労務単価（上段）は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内 8 時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。（例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。）
- 5 法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費（事業主負担分）、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額（参考値）を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
- 7 この表は、「令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

〔 上段：公共工事設計労務単価
（下段）：公共工事設計労務単価+必要経費（法定福利費（事業主負担分）、労務管理費、宿舍費等）（参考値） 〕

単位：円（所定労働時間内 1 日 8 時間当たり）

特殊 作業員	普通 作業員	軽 作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工
27,600 (38,800)	23,900 (33,600)	16,800 (23,600)	25,800 (36,300)	29,800 (41,900)	31,500 (44,300)	31,400 (44,100)	29,100 (40,900)	27,500 (38,700)	31,400 (44,100)

鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	潜かん工	潜かん 世話役	さく岩工	トンネル 特殊工	トンネル 作業員
27,100 (38,100)	31,100 (43,700)	31,800 (44,700)	28,500 (40,100)	25,000 (35,200)	35,000 (49,200)	41,500 (58,300)	35,500 (49,900)	34,800 (48,900)	29,300 (41,200)

トンネル 世話役	橋りょう 特殊工	橋りょう 塗装工	橋りょう 世話役	土木一般 世話役	高級 船員	普通 船員	潜水士	潜水 連絡員	潜水 送気員
38,500 (54,100)	33,100 (46,500)	33,500 (47,100)	37,900 (53,300)	30,000 (42,200)	36,400 (51,200)	29,400 (41,300)	45,700 (64,300)	34,400 (48,400)	33,700 (47,400)

山林 砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	サッシ工
30,600 (43,000)	57,000 (80,100)	28,900 (40,600)	28,700 (40,400)	30,300 (42,600)	26,300 (37,000)	28,500 (40,100)	33,000 (46,400)	32,300 (45,400)	30,200 (42,500)

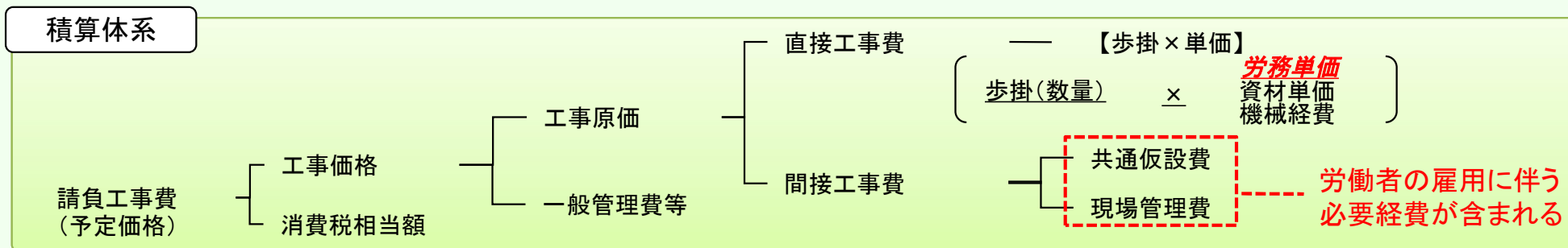
内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	設備 機械工	交通誘導 警備員 A	交通誘導 警備員 B
30,900 (43,400)	29,800 (41,900)	26,900 (37,800)	26,500 (37,300)	26,100 (36,700)	26,400 (37,100)	18,300 (25,700)	16,000 (22,500)

建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表

現状

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- ・**建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない**
 (必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など



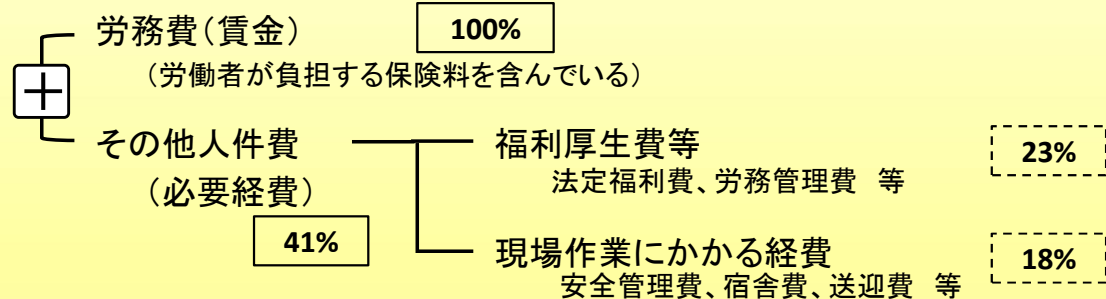
課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、**技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられている**との指摘がある。

対策

公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う**必要経費を含む金額**とを**並列表示**し、**公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。**

労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



(注1) 数値は、全国調査を基に試算した参考値

(注2) 上記のうち、少なくとも労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	18,100 (25,400)	12,600 (17,700)
□□県	19,200 (27,000)	12,800 (18,000)

(上段) : 公共工事設計労務単価
 (下段) : 公共工事設計労務単価 + 必要経費